

「ちばぎんカードローン契約」改定のお知らせ

「ちばぎんカードローン契約」の一部改定に伴い、平成 18 年 4 月 1 日より、「ちばぎんカードローン」の取扱いを以下のとおり変更させていただきます。

(関連規定：「ちばぎんカードローン契約」第 16 条(契約の変更))

1. カードローンでの新たなお借入は、満 65 歳に達齡されたとき以降、最初に到来する契約期限までとさせていただきます。(関連規定：「ちばぎんカードローン契約」第 2 条(契約期限))

- ◆ 従来より、カードローンの「契約期限」は、カードローンご契約日の 1 年後の月末日とし、以後、毎年自動的に 1 年間延長させていただいておりますが、今後は、住宅ローンやマイカーローン等、他のローン商品と同様に、ご利用いただける年齢範囲を設けさせていただきました。

契約期限は、ご契約時にお渡しした申込書のお客さま控えに記載されています。なお、契約終了の 3 ヶ月前には、書面にてご連絡させていただきます。

- ◆ ごご利用いただける年齢は「満 65 歳未満」とし、お客さまが満 65 歳に達齡されたとき以降、最初に到来する契約期限において、契約を延長しないこととさせていただきます(以後、新たなお借入れはご利用いただけません)。なお、現在、満 65 歳以上のお客さまにつきましては、平成 18 年 7 月 1 日以降に到来する契約期限をもって、契約の延長は行わないこととさせていただきます。
- ◆ 契約を延長しない時点(契約期限)でお借入残高がある場合でも、お借入残高全額を一括してご返済いただく必要はありません。契約期限の翌月以降は、これまでどおり、約定返済(及び ATM 等からの任意返済)を行っていただきます。

2. お客さま毎に「利用限度額」を定め、当行及び保証会社の審査により、利用限度額を増額または減額させていただきます。増額・減額があった場合には、書面にてご連絡させていただきます。

(関連規定：「ちばぎんカードローン契約」第 3 条(貸越極度額))

- ◆ 従来の規定でも、お客さまが実際にお借入れいただける上限金額を定めた「貸越極度額」は、当行が変更できるものとしておりましたが、カードローン契約の内容をより具体的な記載に変更させていただきました。
- ◆ お客さまが実際にお借入れいただける金額は、貸越極度額を上限として新たに定める「利用限度額」内とし、この「利用限度額」の範囲内で、これまでと同様に繰り返しお借入れいただけます。
- ◆ 「利用限度額」は、当行及び保証会社の審査により増額または減額するものとさせていただきます。なお、利用限度額を変更させていただいた場合は、変更後に書面にてご連絡させていただきます。

「ちばぎんカードローン契約」改定箇所（平成 18 年 4 月 1 日）

改定前	改定後
<p>第 2 条（契約期限）</p> <p>1. 本契約の期限は表記のとおりとします。ただし、契約期限の前日までに銀行或いは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 契約期限の前日までに銀行或いは私から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。</p> <p>(1) カードは取扱店に返却します。</p> <p>(2) 契約期限の翌日以降本契約による当座貸越は受けません。</p> <p>(3) 当座貸越の元利金は、本契約の各条項に従い弁済し、当座貸越元利金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>(4) 契約期限に当座貸越元利金がない場合は、契約期限の満了をもって本契約は当然に解約されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>1. 変更なし</p> <p>2. 変更なし</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず、契約期限は、私の満 65 歳の誕生日以降に到来する期限をもって満了するものとし、契約期限の延長は行わないこととします。その後の手続きは前項と同様とします。</p>
<p>第 3 条（貸越極度額）</p> <p>1. 本契約の貸越極度額は表記のとおりとします。なお、銀行がこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。</p> <p>2. 銀行は前項にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとし、この場合は、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を私あてに通知するものとし、以後も同様とします。</p>	<p>1. 本契約の貸越極度額は私が申込んだ金額の範囲内で、銀行および保証会社が審査のうえ決定した金額をいいます。</p> <p>2. 銀行および保証会社は私の借入状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。私は利用限度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入ができるものとし、なお、銀行が利用限度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。</p> <p>3. 私について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を 0 にすることを含みます）することができるものとし、以後も同様とします。</p> <p>(1) 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>(2) 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。</p> <p>4. 前項により、利用限度額を減額した後に、私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合には、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとし、以後も同様とします。</p> <p>5. 利用限度額の変更に関しては、銀行から私あてに、変更後すみやかに書面にて通知するものとし、以後も同様とします。</p> <p>6. 第 3 項の取扱いにより利用限度額を減額（利用限度額を 0 にすることを含みます）されている間、弁済は第 5 条の定めにより行われるものとし、以後も同様とします。</p>